

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年 8 月26日
【会社名】	株式会社音通
【英訳名】	Ontsu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村邦彦
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市垂水町三丁目34番15号
【電話番号】	06-6368-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 仲川 進
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市垂水町三丁目34番15号
【電話番号】	06-6368-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 仲川 進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年6月21日開催の当社第33期定時株主総会の決議に基づき、平成25年8月26日開催の取締役会において当社の取締役、監査役、従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 銘柄

株式会社音通第8回新株予約権証券

2. 発行数

9,998個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。ただし、下記5.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

3. 発行価格

無償とする。

4. 発行価額の総額

未定

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式（単元株式数 1,000株） 9,998,000株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定（注）

（注）新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権の行使期間

平成28年9月3日から平成34年9月2日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- (3) 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
- (4) 新株予約権の割当時において当社の取締役、監査役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または嘱託社員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了によりまたは法令変更にともない退任した場合、または当社もしくは当社の関係会社の従業員または嘱託社員が定年により退職した場合及び会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。
- (5) その他新株予約権の行使の条件は、平成25年6月21日開催の当社第33期定時株主総会決議に基づき、平成25年9月2日に当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳

割当対象者	人数	割当個数
当社取締役	9名	6,828個
当社監査役	3名	75個
当社従業員	182名	3,095個

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間

の関係

該当なし

13. 勧誘の相手先と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、7.の権利行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

(1) 禁固以上の刑に処せられた場合

(2) 甲の就業規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合

(3) 死亡した場合

(4) 乙が甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

前項の場合、乙は(2)および(3)の場合を除き、当該事由の発生後速やかに会社に対しその旨を通知しなければならない。

上記を含めた取決め内容は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

以上